

島原警察署協議会第2回会議議事概要

日 時	<p style="text-align: right;">自 13時30分</p> <p style="text-align: center;">令和7年7月28日 月曜日 晴天</p> <p style="text-align: right;">至 14時45分</p>
場 所	島原警察署4階講堂
出 席 者	<p>1 協議会 中村会長 上田委員 桑島委員 柴田委員 濱村委員 松崎委員 吉川委員</p> <p>2 警察署 松本署長 多以良副署長 山口警務課長 伊藤会計課長 出口生活安全課長 原田刑事課長、松永交通課長 田嶋警備課長 藤本地域課長</p> <p>3 書 記 警務係長</p>
会 議 の 状 況	<p>1 前回会議における協議会の提出意見に対する推進状況について 署長から、前回会議における提出意見である「効果的な広報活動の推進」に対する推進状況について、次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 追悼慰霊に伴う広報活動を実施した。</p> <p>(2) 犯罪及びニセ電話詐欺等被害防止を呼びかける広報活動を実施した。</p> <p>(3) 巡回連絡における広報活動を実施した。</p> <p>(4) 交通警察活動を通じた広報活動を実施した。</p> <p>2 令和7年4月から6月までの業務重点推進結果について 署長からそれぞれ次のとおり説明があった。</p> <p>(1) 警察官の採用募集活動の推進</p> <p>(2) ニセ電話詐欺等被害防止対策の推進</p> <p>ア 令和7年6月末現在の認知状況（暫定値）</p> <p>(ア) 長崎県</p> <p> a ニセ電話詐欺</p> <p> b SNS型投資・ロマンス詐欺</p> <p>(イ) 島原警察署管内</p> <p> a ニセ電話詐欺</p> <p> b SNS型投資・ロマンス詐欺</p> <p>イ 防犯広報</p> <p>(ア) 生活安全ニュースの発信による広報の実施</p> <p>(イ) FMしまばらにおける情報発信の実施</p> <p>(ウ) 防災無線を活用した広報の実施</p> <p>(エ) 関係機関等におけるポスター等の掲示の実施</p> <p>(オ) 大型電光掲示板を用いた広報活動の実施</p> <p>(カ) かぼちゃテレビによる広報啓発活動の実施</p> <p>(キ) 犯罪なく3ば運動推進モデル事業所における防犯広報の実施</p> <p>(ク) 島原市公式LINEによる情報発信の実施</p> <p>(ケ) 防犯キャンペーンの実施</p>

<p>会議の状況</p>	<p>ウ 防犯講話等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 各地区高齢者学級における防犯講話の実施 (イ) コンビニサポートポリスによる該当店舗への情報提供の実施 (ウ) 高齢者世帯に対するポップアップチラシの交付の実施 (エ) 少年センター運営委員会における防犯講話の実施 (オ) 各地区青少年健全育成協議会総会等における防犯講話の実施 (カ) 島原市防犯協会総会における被害防止講話の実施 (キ) 交通安全母の会総会における被害防止講話の実施 (ク) 包括支援センター職員に対する防犯講話の実施 <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 詐欺被害未然防止に係る感謝状の贈呈 (島原市内コンビニエンスストア) (イ) 犯罪なく3ば運動推進モデル事業所の指定 <p>(3) 街頭犯罪の検挙活動の推進</p> <p>(4) 年度始めにおける交通安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 令和7年1月から6月末までの島原警察署管内の交通事故発生状況 イ 通勤・通学時間帯に通学路や交通頻繁な箇所などに重点を指向した街頭活動の実施 ウ 学生・生徒への自転車教室の開催と社会人・高齢者への講話の実施 <p>(5) 梅雨期へ備えた各種体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害危険箇所の現地視察の実施 イ 各種資機材の使用訓練の実施 <p>3 令和7年7月から9月までの業務重点推進計画について 署長からそれぞれ次のとおり説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警察官の採用募集活動の推進 (2) ニセ電話詐欺等被害防止対策の推進 (3) ニセ電話詐欺等検挙活動の強化及び未然防止活動の推進 (4) 高齢運転者の交通事故抑止対策と各種イベント開催時における交通安全対策の実施 (5) 雑踏事故の防止 <p>4 令和7年下半期の速度取締り指針について 交通課長から、令和7年下半期における速度取締り指針について次のとおり説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 速度取締り指針 (2) 島原警察署管内における交通事故 (3) その他交通取締り
<p>提出意見</p>	<p>○ 夏休み中における自転車の事故防止対策の推進 夏休みに入り、小学生を始め、中高生が自転車に乗る機会が増え、さらに、県外からの旅行客など、地理不案内の人が運転する車も増加することが考えられるため、夏休み期間中における自転車の事故防止を推進してもらいたい。</p>